

軽装勤務の通年実施について

岐阜県市町村職員共済組合では、環境保全活動の推進、節電・省エネの必要性、実務能率の向上等の観点から、岐阜県職員に倣い例年5月から10月までの間をクールビズ期間としてノーネクタイ等の軽装勤務を励行してきましたが、環境省が2021年にクールビズ期間の全国一律設定を廃止したことを受け、次のことに留意しつつ、通年で軽装勤務を行うことといたしました。

- 組合職員としての節度を保ち、来館者等に不快感を与えないよう、清潔感のある服装に努める。
- 外部の方が出席される会議など、社会通念上必要と判断される場面においては、ネクタイやジャケットを着用する。また、主催者指定のドレスコードがある場合には、それに合わせた服装とする。

働きやすい服装で執務を行うことで、より業務効率やサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

岐阜県市町村職員共済組合総務課

